

平成30年9月10日  
事務連絡

北海道  
札幌市  
旭川市  
函館市

災害復旧費担当課（室） 御中

北海道厚生局  
健康福祉部健康福祉課

平成30年北海道胆振東部地震における災害復旧費国庫補助の  
協議等について

標記について、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、下記のとおりご対応いただけますよう、よろしく願いいたします。

## 記

### 1. 被災状況の報告等 (1) 社会福祉施設等

災害発生に関しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被害状況の把握等について」（平成29年2月20日雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて報告することとなっております。

この報告の際には、引き続き、北海道厚生局健康福祉部健康福祉課にも情報提供をお願いいたします。

(2) 保健衛生施設等

災害発生に関しては、「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（平成25年12月16日健総発1216第2号厚生労働省健康局総務課長通知）の別紙「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」の1に基づき、管内保健衛生施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、引き続き、北海道厚生局健康福祉部健康福祉課に報告をお願いいたします。

2. 協議書の提出

(1) 社会福祉施設等

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発0213003号、老発第0213001号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の2に基づき、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議をお願いいたします。

(2) 保健衛生施設等

保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領の2に基づき、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議をお願いいたします。

(3) 協議書の提出期限（共通）

災害発生の日から30日以内に、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局あて提出することとなっております。

つきましては、平成30年10月5日（金）までに、北海道厚生局健康福祉部健康福祉課に協議書の提出をお願いします。

3. 特記事項（共通）

(1) 協議書関係

以下の事項に留意の上、災害復旧費国庫補助に係る協議書の提出をお願いいたします。

- ・今般の地震によって被災した災害復旧費国庫補助の対象施設（部分）であること。また、原形復旧に係る費用のみであること。
- ・併設等施設については、共有部分を適切な按分方法により所要額を算出するなど、国庫補助対象施設（部分）に係る所要額が明確にされる必要があること。
- ・申請額が国庫補助基準額以上であること。
- ・復旧内容（工事内容）と積算根拠が明確であること。

- ・新営予算単価等の所定の積算により難しい場合は、現地適正価格を適用して差し支えないこと。なお、この場合には、複数の業者（3社以上）の見積書を比較すること。また、見積書においては、諸経費部分を明確に区分するため、諸経費を別途計上すること。
- ・被災事実確認のため、被害状況（箇所、程度、寸法等）を確認できる図面及び十分な写真を添付すること。
- ・写真の撮影に当たっては、施設全体や被害の箇所の遠距離からの撮影だけでなく、被害箇所をいろいろな角度から写真を撮ったり、被害箇所にメジャー等を添えて写真を撮るなど、できるだけ明瞭に撮影をし、被害の箇所や程度、寸法等が正確にわかるようにすること。
- ・修繕済みの場合には、被害状況（修繕前の破損等の状況）、修繕後の状況（復旧後の状況）のそれぞれが分かる十分な写真（※必要に応じ修繕内容がわかる写真も加える）を添付すること。
- ・写真、図面及び見積書等に共通番号等を付すなどにより、写真と図面が、見積書等における積算内訳のどこに該当するかが明確になっていること。
- ・その他、明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものなどが含まれていないこと。

## （２）災害復旧事業の早期着工及び被災状況の的確な記録

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、厚生労働省の所管部局及び北海道厚生局健康福祉部健康福祉課と連絡を密にし、必要に応じ応急仮設工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めていただきますようお願いいたします。

特に、応急仮設工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じることがないようにお願いいたします。

## 4. その他

- ・今後、予算措置等の関係で、必要に応じ、協議書提出期限前に、対象施設や所要額（見込み）等をお聞きする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・協議にあたっての質問・照会等については、できるだけメールを活用していただけますよう、ご協力をお願いします。

**【担当】**

厚生労働省北海道厚生局

健康福祉部健康福祉課

電 話 : 011-709-2311 (内 3923、3921)

メー ル : hkkousei003@mhlw.go.jp